

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
職員行動基準

平成16年4月1日 基準第47号

．基本理念

- 1．基本的人権の尊重
利用者の基本的人権を尊重し、その自己実現を図る。
- 2．個別ニーズへの対応
利用者一人ひとりのニーズに対応して適切に援助する。
- 3．プライバシーの尊重
あらゆる場面で、利用者のプライバシーを尊重する。
- 4．客観的に妥当性のある援助
職員相互の信頼と協力のもとで、客観的に妥当性のある援助をする。
- 5．社会への参加と交流
利用者が社会への参加と交流ができるように援助する。
- 6．地域生活に向けた援助
利用者が施設から地域に移行し、その人らしい自立した生活を送ることができるよう援助する。
- 7．専門職員としての資質の向上
職員は、常に人間性を高めるとともに専門的な知識と技術の研鑽に努める。

．職員の行動基準

1．基本姿勢

- (1) 利用者の基本的人権を尊重することを第一義として、あらゆる場面でこれが損なわれることのないようにする。
- (2) 施設の主体は利用者であることを常に自覚し、それぞれの個性、特性及び希望などに基づいて個別的に援助する。
- (3) 利用者が市民として地域社会の中で受け入れられ、その交流が促進されるように、あらゆる機会を通して援助する。
- (4) 利用者の障害について正しく理解し、一人ひとりのニーズに必要な援助を行い、自立した生活や地域生活ができるようにする。
- (5) 職員は互いに専門性を認め合い、相互の連絡を密にし、良好なチームワークの確立に努める。

2．利用者との接し方

- (1) 利用者一人ひとりの声をよく聴き、その個性、特性及び希望を尊

- 重し適切かつ明確に誠意を持って対応する。
- (2) 利用者の生活習慣及び生活歴を良く知り、それをできるだけ尊重する。
 - (3) 意思や欲求の表現が困難な利用者に対しては、表情や仕草などから洞察して、その意思や欲求をくみ取るように努める。
 - (4) 利用者本人の意思を尊重し、援助にあたっては、利用者一人ひとりへの励ましや賞賛の言葉をかける。
 - (5) 利用者の人としての誇りを損なったり、負担や苦痛を与えるような言動をしない。
 - (6) 利用者の名前の呼び方は「 さん」と敬称をつけることを基本とし、呼び捨てはしない。
 - (7) 利用者のＱＯＬの向上を図るため、施設環境を整え、社会資源を活用する。
 - (8) 利用者一人ひとりの秘密を守り、プライバシーを尊重する。
 - (9) 利用者が快適で健康な生活を送ることができるよう常に清潔の維持に心がけ、体調管理に気を配り、事故防止に努める。
 - (10) 利用者の趣味、スポーツ活動等の充実を図り、文化的な生活が営めるよう援助する。
 - (11) 利用者の金品については、その用途等について適正かつ厳正に管理し、その収支を常に明確にしておく。

3 . 保護者及び家族への対応

- (1) 利用者の保護者及び家族に正確な情報を提供し、相互信頼を深める。
- (2) 保護者及び家族の秘密を守り、プライバシーの保護に努める。
- (3) 保護者及び家族からの意見や相談には誠意を持ってのぞみ、不安を抱かせるような言動を慎み、適切に対応する。
- (4) 利用者の金品については、保護者及び家族に対し、十分な連絡・報告を行う。

4 . 地域社会等との関わり方

- (1) 利用者が施設から地域に移行して、その人らしい自立した生活を送ることができるよう、利用者一人ひとりについて、移行の障害となる諸問題を解決するように努める。
- (2) 利用者の生活の範囲を広げ、社会とのつながりを深めるために、利用者のニーズに応えられるさまざまな社会資源の活用に努める。
- (3) 地域社会のニーズに応じて、専門的な知識や設備機能を提供し、相互の理解を深めるよう努める。
- (4) 地域社会の誤解や偏見から利用者を保護するとともに啓発にも努める。
- (5) ボランティア・見学者及び実習生等に対し、利用者への正しい理解を促し、利用者との関わりが円滑に行われるよう配慮する。

(6) 地域社会の信頼が得られるよう、社会人としての良識ある行動をする。

附則

この基準は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。